

東日本大震災からの復旧・復興 の加速化に関する緊急要望

東日本大震災から2年9か月の歳月が経過した。

しかしながら、被災地域においては、住宅やまちづくりを中心に、復旧・復興が順調に進んでいるという実感はない。

安倍政権の積極的な取組により、我が国経済は回復の兆しが見え始め、再生に向けた期待が高まりつつあるが、被災地域においてはその恩恵に浴することなく、取り残されるのではないかとの不安を抱いている。

復旧・復興に対する財源の確保は大前提であるが、各種の事業が執行に結びつかなければ無為に終わってしまうことになる。

地震、津波、原子力災害という、人類史上経験したことのない未曾有の危機に直面し、現行の法制度体系や執行体制では対応しきれないのではないかと、との懸念が払拭できない。

よって、国は次の事項について早急に検討し、東日本大震災からの復旧・復興の加速化をはかること。

1. 復旧・復興に際しては、被災自治体の意見に真摯に耳を傾け、加速化の障害となっている状況の把握に努めるとともに、事態の打開に向け、以下の事例にも留意しつつ、立法措置を含めた有効な対策を早急に講じること。

＜留意頂きたい事例＞

- (1) 生活再建の基礎となる災害復興住宅建設の加速化。
- (2) 土地収用制度の見直し等土地取得の迅速化。
- (3) 都市計画法及び文化財保護法における一層の規制緩和。
- (4) 建設業の人手・資材不足への対応と公共事業の円滑な施行の確保。
- (5) 復興庁・復興局における政府内の調整機能の強化。

2. 「福島を除染・インフラ整備を加速する」との施政方針のもと、帰還が困難となっている住民への対応等、被災地域の厳しい現状を踏まえた具体的な対策を早急に講じること。

また、汚染水問題については、国が前面に立って、抜本的な解決をはかること。

3. 原子力災害に関する除染や賠償、健康対策等については、都道府県を単位とする等の便宜的な対応にとどまることなく、被害の実態に即し公平に対応し、所要の措置を迅速に講じること。

また、風評被害対策については、国が主導し、全力を挙げて取り組むこと。

平成25年12月12日

全国町村会